

## 海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱

令和2年度における海外帰国・在京外国人生徒の入学者決定は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年東京都教育委員会規則第8号）に基づき、この海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

なお、本実施要綱でいう海外帰国・在京外国人生徒対象の入学者決定を実施する東京都立中等教育学校及び東京都立中学校（以下「都立中学校」という。）は、立川国際中等教育学校及び白鷗高等学校附属中学校（以下「当該都立中学校」という。）である。

### 第1 日程

事 項	海外帰国・在京外国人生徒枠募集
出 願 受 付	令和2年1月13日(月) 午前9時から午後3時まで 令和2年1月14日(火) 午前9時から正午まで 当該都立中学校への持参により受付
検 査	令和2年1月24日(金)
発 表	令和2年1月30日(木) 午前9時 当該都立中学校内に掲示及び当該都立中学校のホームページに掲載
入 学 手 続	令和2年1月30日(木) 午前9時から午後1時まで

### 第2 募集人員

「令和2年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

### 第3 応募資格

第3-1 当該都立中学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集に入学を志願することのできる者は、以下のとおりとする。

- (1) 日本国籍を有する者は、次の表①欄の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当し、さらに③欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者とする。

①
(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和2年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者 (イ) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和2年3月に修了する見込みの者 (ウ) 令和2年3月31日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に出生した者
②
(ア) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下、

本実施要綱において同じ。)に伴って海外に連続して2年以上在住している者(連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。)

- (イ) 保護者に伴って海外に連続して2年以上在住した者(連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。)で、入学日現在帰国後2年以内の者。ただし、入学日現在帰国後2年を超える者のうち、帰国日が平成30年3月1日以降の者については、入学日現在帰国後2年以内とみなす。

③

- (ア) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、あるいは、都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者  
なお、東日本大震災(平成23年3月11日発生)、平成28年熊本地震(平成28年4月14日発生)、平成30年7月豪雨又は平成30年北海道胆振東部地震(平成30年9月6日発生)において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者(以下「災害に伴う被災者」という。)で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。

また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長(以下「小学校長」という。)は具申書(様式12)を当該都立中学校に提出すること。

- (イ) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

- (2) 外国籍を有する者は、次の表①欄の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者とする。

①

- (ア) 小学校を令和2年3月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として2年以内の者

- (イ) 令和2年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に出生した者

- (ウ) 令和2年3月31日までに、現地校において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に出生した者

②

- (ア) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、あるいは、都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者  
なお、災害に伴う被災者で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。

また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校長は具申書(様式12)を当該都立中学校に提出すること。

- (イ) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

### 第3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項(47ページ)に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、当該都立中学校の校長(以下「当該都立中学校長」という。)に委任する。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい((3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。)。その際、理由書(様式応6)及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

- (1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 前記第3-1(1)③欄及び(2)②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学金までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第3-1(1)①欄(イ)若しくは(ウ)又は第3-1(2)①欄(ウ)に該当する者のうち、保護者とともに入学金までに都内に転入することが確実な者。ただし、前記第3-1(1)①欄(イ)又は(ウ)に該当する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。)が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者(保護者ととも転居する者又は身元引受人の住所に転居する者)は、島しょからの転居に関する申立書(様式13)を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記第3-1(2)①欄(イ)に該当する者
- (6) 前記第3-1(1)③欄(ア)なお書及び第3-1(2)②欄(ア)なお書に該当する者は、転居に関する申立書(様式応3)及び転居を証明する書類(身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書(様式任意)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2))並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

## 第4 出願

### 第4-1 出願方法

- (1) 当該都立中学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集を志願する者は、他の都立中学校及び千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。
- (2) 志願者は、当該都立中学校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付日に持参により提出する。郵送による出願は受け付けない。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

### 第4-2 出願手続

#### 第4-2-1 小学校長の手続

令和2年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱(以下「都立中学校の実施要綱」という。)第4-2-1の規定を準用する。

#### 第4-2-2 志願者の手続

志願者は、同一校に限り、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集の両方、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方又は海外帰国・在京外国人生徒枠募集、特別枠募集及び一般枠募集の全てに出願することができる。ただし、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者となった者は、特別枠募集及び一般枠募集を受検することはできない。

志願者は、次の書類等を当該都立中学校長宛てに、持参により提出する。

なお、同一校において、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と、特別枠募集、一般枠募集又はその両方を併せて出願する場合も持参により提出する。その際、報告書(理由書(様式任意)等を含む。)及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、入学考査料は海外帰国・在京外国人生徒枠募

集、特別枠募集及び一般枠募集の募集区分ごとに納付が必要である。

(1) 出願に要する書類

ア 入学願書（学校所定の様式）

イ 海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

なお、小学校に在学している者は報告書(様式3)を提出する。

ウ 応募資格審査関係書類（本実施要綱第3-2に該当する者のみ）

エ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書(様式応2)又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）

オ 入国後の在日期間が入学日現在2年以内であることを証明する公的機関発行の書類（本実施要綱第3-1(2)①(ア)に該当する者のみ）

カ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

キ その他、当該都立中学校長が定めた書類等

第4-3 受検票の交付

志願者の入学願書等を受け付けた当該都立中学校長は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の受検票を出願受付時に直接交付する。

第4-4 応募状況の発表

応募状況の発表は、当該都立中学校内の掲示及びホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

## 第5 検査等の実施及び採点

### 第5-1 検査内容

当該都立中学校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

### 第5-2 検査等の方法

入学者決定に際して、当該都立中学校長は、海外における最終学校の成績証明書等と、面接、作文及び実技検査のいずれかをと適切に組み合わせて実施する。

なお、成績証明書等、面接、作文及び実技検査の点数化に関する取扱いについては、当該都立中学校長が適切に定める。

### 第5-3 検査時間

児童にとって過度の負担とならないよう、当該都立中学校長が適切に定める。

### 第5-4 問題作成

(1) 出題の基本方針

ア 小学校の教育課程に基づく日常の学習活動の成果や中高一貫教育校において学ぶ意欲、適性を検査することを基本とする。

イ 出題の内容は、教科横断的な力や課題発見・解決能力などをみるものとする。

ウ 出題に当たっては、当該都立中学校の特色や育てたい生徒の姿に照らし、6年間の学習活動への適応力や創造力等を見ることができるようにする。

エ 作文については、別に定める。

(2) 検査問題は、当該都立中学校が設置する検査問題作成委員会が作成する。

(3) 検査問題作成委員会の委員長は、当該都立中学校長とする。

(4) 検査問題作成委員会の委員は、当該都立中学校長が命ずる。

## 第5-5 採点

都立中学校の実施要綱第5-5の規定を準用する。

## 第6 入学者を決定するための手続等

### 第6-1 入学者の決定の基本方針

都立中学校の実施要綱第6-1の規定を準用する。

### 第6-2 選考

都立中学校の実施要綱第6-2の規定を準用する。

### 第6-3 合格候補者の決定

当該都立中学校長は、次の(1)から(3)までにより合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員に相当する人員まで、当該都立中学校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者とする。
- (2) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者の人員は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員を超えてはならない。
- (3) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者として決定する。

### 第6-4 合格者等の決定

都立中学校の実施要綱第6-4の規定を準用する。

## 第7 合格者等の発表

都立中学校の実施要綱第7の規定を準用する。

なお、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者には海外帰国・在京外国人生徒枠募集合格通知書（学校所定の様式）を交付する。

## 第8 入学手続

都立中学校の実施要綱第8の規定を準用する。

## 第9 繰上げ合格者の決定

都立中学校の実施要綱第9の規定を準用する。ただし、繰上げ合格者の決定に要する書類は、学校所定の様式とする。

## 第10 入学辞退届の提出

都立中学校の実施要綱第10の規定を準用する。

## 第11 報告書

都立中学校の実施要綱第11の規定を準用する。

## 第12 本人得点の開示

都立中学校の実施要綱第12の規定を準用する。

## 第13 特別措置

都立中学校の実施要綱第13の規定を準用する。

## 第14 その他

本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。